⑹　提出する技術提案が適正であること。
⑺　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。
なお、本工事は、受注者が工事の始期を発注者の示す余裕期間の終期の翌日までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期前日までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。また、専任期間に本工事の準備期間を含まないことが出来る。
１）１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成18年度以降に元請けの技術者として、下記の条件を満足する同種工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が平成18年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の経験を有していること。
同種工事とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のア）からウ）の要件を満たす、新築又は増築工事のうち、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工した実績を有すること。なお、ア)からウ)は同一工事かつ１棟の建物であること。
ア）建物用途：事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び研究室（実験室を除く。）のいずれかを有する建築物
イ）建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物
ウ）建物規模：地上２階建以上で延べ面積1,000㎡以上
なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。
３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
５）配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。
６）上記１）から４）について確認できる書類を添付すること。該当書類が添付されない場合は、入札に参加できないことがある。
⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（技術提案書を含む。以下「技術資料等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書による）。なお、本工事に申請書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。
⑾　建設業法の「建築一式工事」の許可を有する者であること。
⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項
⑴　評価項目及び評価の着目点　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。
１）技術提案評価
ａ　「コンクリート工事の品質確保」に関する技術提案書
ｂ　「工事現場における生産性向上技術の活用」に関する技術提案書
上記ａ、ｂに関する技術提案について評価する。
２）施工体制評価
ａ　品質確保の実効性
工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。
ｂ　施工体制確保の確実性　工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。
⑵　入札参加者は、「コンクリート工事の品質確保」に関する技術提案書及び「工事現場における生産性向上技術の活用」に関する技術提案書と入札価格をもって入札する。ただし、実際の施工に際しては、３⑷によるものとする。
⑶　落札者の決定方法
１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
２）標準点　１）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を実現できると認められる技術提案については、100点の標準点を与える。
３）加算点及び施工体制評価点
・３⑴１）ａ及びｂの評価項目について、ａ、ｂそれぞれ満点を30点として、評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。
・３⑴２）ａ及びｂについて、それぞれ総合的に優（15点）、良（５点）、可（０点）として、施工体制評価点を与える。
４）上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
５）評価値、基準評価値について　評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とする。
基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：億円）
６）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑷　技術提案に基づく施工　実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係長　電話087―851―8061（内線2526）
⑵　入札説明書の交付期間及び方法　令和３年５月19日から令和３年８月24日まで、入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。
入札説明書等ダウンロードシステムのアドレスは次のとおりである。
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑶　申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法　令和３年５月20日から令和３年６月24日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は令和３年５月20日から令和３年６月24日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記４⑴に直接持参すること。